

# 養護学校義務化反対運動にみる教育における当事者性の困難

— 「青い芝の会」神奈川県連合会に着目して—

基礎教育学コース 渡邊 真之

The aporia of autonomy and protection in education concerning the movement against Compulsory Provision of handicapped children's schools: Focusing on Kanagawa Joint Association of Aoi Shiba no Kai

Masayuki WATANABE

The purpose of this article is to examine the aporia of autonomy and protection in education on the movement against handicapped children's schools, by focusing on Kanagawa Joint Association of Aoi Shiba no Kai, which is known to a radical group consisting of people suffering from cerebral palsy. From analyzing Aoi Shiba no Kai's newsletter in this article, the author discovered that Aoi Shiba no kai had struggled with the aporia of autonomy and protection, moreover they had shifted their insistence.

## 目次

はじめに

1. 脱家族と脱施設の志向—「青い芝」の運動の出発点
  - (1) 「青い芝」による脱家族の主張
  - (2) 「青い芝」による脱施設の主張
2. 親と行政による「代行」への反発—「青い芝」の養護学校義務化反対運動のはじまり
  - (1) 養護学校義務化を支える「代行」の論理への反発
  - (2) 学校教育の問題の一部としての「代行」の論理
3. 親による「代行」の容認—義務化反対運動の変容
  - (1) 「学校選択」という思想の浸透—親の会との闘争
  - (2) 学校選択の主体としての「保護者」の登場

おわりに

はじめに

本稿は、1970年代における障害者解放運動を担った「青い芝の会」神奈川県連合会に着目し、1979年養護学校義務化への反対運動のなかで垣間見られた教育における当事者性の困難を明らかにすることを目的とする。

近年インクルーシブ教育の必要性がさかんに説かれ、すべての子どもが共に学びあう教育空間を構築することは差し迫った課題として認識され始めている。とはいえ、いわゆる「障害児」を普通学級にいか

包摂するかという問題設定は目新しいものではない。1970年代には、1979年4月より実施された養護学校義務化の是非をめぐる、障害児の普通学級就学について大きな論争があった。養護学校義務化は、「発達保障」を掲げた全国障害者問題研究会(以下、全障研)や多くの教育学者がその実施を支持した。一方で、養護学校義務化は地域の学校から障害児を排除することに他ならないと考えた一部の障害児の親や専門家たちは、「共生共育」や「どの子ども地域の学校に」といったスローガンを掲げ、養護学校義務化に強く反対していた。こうした対立のなかでは、「発達」や能力を「伸ばす」ことの意味が問われただけではなく、そもそも学校という場がどのような場であるべきか、さらには子どもの「学び」とは何なのかが鋭く問い直されようとしていた。

当時、養護学校義務化を障害児を排除する制度として捉え、地域の普通学級・普通学校へ就学させる運動を展開した人物や団体として、臨床心理家である篠原睦治を中心とした「子供問題研究会」や、当時大田区で特殊学級の担任をしていた北村小夜を挙げることができる。篠原睦治は、学校を勉強によって子どもが「発達」する場として捉えるのではなく、子どもたちや大人との「相互関係の創造」の場としての「地域の学校」になるべきだと主張している<sup>1)</sup>。また北村小夜は、能力主義的なテスト体制が教育現場に浸透していくなかで子どもたちが特殊学級へと排除されていく現状に対し、「どの子ども分けられたがっていない」

という事実を目の前の子どもたちから学んでいく。どの子どもも「分けない」と主張するときに、特殊学級だけではなく普通学級や教師であるということそのものが問い直され、変わることが求められていることに北村は気づいていく<sup>2)</sup>。「障害児」といわれる子どもたちと接するなかで実践家としての北村が対峙したのは、障害者を排除する社会の入れ子として「障害児」を排除している学校教育であった。

こうして養護学校義務化に強く反対した団体の多くに共通しているのは、障害児本人によってというよりは、保護者・専門家を主体として運動が展開されていた点である。1970年代に始まる日本の障害者解放運動は親批判・専門家批判を前提に当事者主権を提起した運動として知られている<sup>3)</sup>。その一方で1970年代における障害児の普通学級就学運動は、保護者や専門家が当事者である障害児の声を代弁して立ち上がる運動として展開されていた。例えば、津田道夫らがリードした「障害者の教育権を実現する会」は、養護学校義務化に対し「父母(本来的には本人)の学校選択権」を主張していた。<sup>4)</sup>

展開された運動のなかでは、はたして保護者が障害児である当事者の声を本当に代弁し、代行できるのかという問題はほとんど不問に付されていたように思われる。この「代行」という問題に最も敏感だったのが、本稿で取り上げる「青い芝の会」神奈川県連合会だったと考えることができる。

「青い芝の会」神奈川県連合会(以下、「青い芝」と)とは、神奈川県下で1960年代初頭に発足した脳性マヒをもつ障害者による団体である。1957年に都立光明養護学校の卒業生によって結成された「青い芝の会」の影響を受け、のちに「青い芝」の会長にもなる小山正義が川崎市の脳性マヒ者を訪ね歩いて会員を集め、1962年に「青い芝」川崎支部として発足する<sup>4)</sup>。こうした支部がのちに他地区支部を合同することで神奈川県連合会が結成された。

チャリティショーの開催など会員相互の親睦を深める活動をしていた「青い芝」にとって大きな転換点となったのは、1970年横浜市で発生した母親による障害児殺害事件だった。事件後にこの母親に対する減刑嘆願運動が生じたことをうけ、「青い芝」は会をあげて減刑反対運動を展開する。社会が生産性や効率性を重視する「健全者の論理」で支配され、脳性マヒ者は「本来あってはならない存在」とされているという認識は、「告発型障害者運動」<sup>5)</sup>とも称され当時の障害者に大きく影響を与えたとされる。現代社会の背後にひそむ「健

全者の論理」あるいは「健全者エゴイズム」を糾弾するこのような姿勢は、優生保護法改定反対運動や胎児チェック反対運動など、「青い芝」による様々な運動の原点となった<sup>6)</sup>。本稿で取り上げる養護学校義務化反対運動(以下、義務化反対運動)は、1974年から「青い芝」が取り組んでいた運動であり、1970年代後半における「青い芝」の主要な運動の一つである。

「青い芝」は、親や専門家による「代行」を拒否した団体であり、それは当事者による自己決定の主張へとつながるものだった。1970年代における障害者解放運動の先鋭な担い手だった「青い芝」は、こうした「代行」は健全者による「エゴ」でしかなく、障害者に対する差別意識の現れにすぎないと考えていた。「代行」を拒否する姿勢は、「青い芝」による義務化反対運動においても色濃く出ている。

義務化反対運動の当初、「青い芝」は養護学校の存在を問題視し、障害児と健全児との関係性の場としての学校の希求するなど様々な主張を展開する。しかし、1977年以降になると、運動の展開のなかで徐々に「学校選択権」という思想が会のなかに浸透していき、最終的には障害児を強制的に養護学校へ振り分けようとする教育行政への抵抗権として「当事者・保護者の学校選択権」を要求していった。

本稿で主題にするのは、この「青い芝」の興味深い変化である。それは、なぜ「青い芝」は県教育委員会との交渉にあたって「当事者」の学校選択権ではなく、「当事者・保護者」の学校選択権を要求したのかということである。障害者の親子関係を含め、障害者が「代行」されるということに対しセンシティブだったはずの「青い芝」は、学校選択の主体として「当事者・保護者」という言葉を用いている。「青い芝」の会員たちが、「当事者・保護者」の学校選択権を主張するようになった変化から、我々はいったいどのような教育学的示唆を読みとることができるのだろうか。

本研究で主に用いる史料は、「青い芝」が不定期に発刊していた機関誌『あゆみ』である。結成30周年を記念し「青い芝」が1989年に発刊した『会報 あゆみ 創立30周年記念号』に、これまで「青い芝」が発行してきた『あゆみ』がまとめて掲載されている<sup>7)</sup>。また、「青い芝」に当時所属していた会員たちの著作も、『あゆみ』には記されなかった当時の様子を読み取ることができる史料として分析に用いている。

これまで、「青い芝」による一連の社会運動は、障害学<sup>8)</sup>や文学<sup>9)</sup>、社会福祉学<sup>10)</sup>、家族社会学<sup>11)</sup>を含めた様々な文脈で読み解かれている。一方で、これま

で「青い芝」の展開した養護学校義務化反対運動はこうした先行研究のなかでも語られることの少なかったテーマであった。

本稿の構成について言及しておこう。本稿はまず第1章で「青い芝」の運動の出発点として脱家族と脱施設という二つの志向があったことを示す。障害者の家族関係における抑圧からの脱却と、障害者を地域社会から隔離・排除する場として機能した障害者施設（コロニー）を解体していく志向は、「青い芝」が1970年代の当初から強く主張していた。この二つの志向は、後々養護学校義務化に反対する主張にも影響を与えていたと考えられる。続く第2章では、「青い芝」による義務化反対運動のはじまりとして、1975年から1977年半ばまでを取り上げ、障害児の親や教育行政による「代行」への反発があったことを明らかにする。分析を進めるなかで、「その子にあった教育を」といった言葉に代表される障害児の親や教育行政の論理こそが、善意のうちに障害児を抑圧していると「青い芝」が考えていたことが浮き彫りになった。さらに第3章では、「代行」に敏感だったはずの「青い芝」が、1977年後半以降「当事者・保護者の学校選択権」を主張し親による「代行」を容認していくようになる過程について分析する。学校選択権という思想に触れ、親の「代行」を一部であれ容認していく背景には、障害児を含めた子どもが意志決定の当事者になりうるのかというジレンマがあったように思われる。最後に、これまでの分析を整理したうえで、「青い芝」の主張の変化から読み取れるものは何なのかを改めて考察してみたい。

## 1. 脱家族と脱施設の志向—「青い芝」の運動の出発点

前述したように、障害当事者による親睦団体という側面もあった「青い芝」が社会的に注目を集めるきっかけとなったのは、1970年に横浜市で発生した、母親によって2歳になる障害児が殺害された事件だった。母親によって障害児が殺されるという事件は、会員たちに大きな衝撃を与えた。例えば横田弘は事件を受けて、「いつ自分たちが「殺」されるかわからないという危機感<sup>12)</sup>を抱いたという。会員たちのこうした「危機感」は、彼らを社会運動へと突き動かしていった。

興味深いのは、「青い芝」はその鋭い批判を障害児を殺した母親には向けなかったということである。当然、障害児を殺害した母親を「青い芝」は非難するものの、この事件の背後に、障害者と暮らす親(あるいは

は親族)が社会から差別され、同時にその差別された親が障害者を抑圧するという障害者差別の重層性を見出していた。

考えてみれば、1960年代から70年代初頭にかけて、日本では都市の郊外化が進行した時期にあたる。こうした郊外には数多くのマイホームが建設され、小中学生のいるサラリーマン核家族をマジョリティとした同質的な人口構成が主流であったとされる<sup>13)</sup>。横浜市においても、住宅建設が先行した郊外地域では、上下水道道路の未整理、学校の整備不足やゴミ問題などが市民生活に影響を与え、地域社会は大きく動揺していた<sup>14)</sup>。家族のあり方が変化し、地域が揺れ動く時代のなかで生じた障害児殺害事件は、「青い芝」にとって日本の社会が抱える差別の根強さの一端を垣間見せたのではないだろうか。

本章では、「青い芝」初期の運動のなかでも脱家族と脱施設の主張に焦点を当て、その論点を整理していく。第1節では、「青い芝」による脱家族の主張に着目する。「青い芝」は障害者が生きるうえで親子・親族間の力関係による抑圧が、社会における障害者差別と入れ子の構造をなしていることを見出していた。第2節では、「青い芝」による脱施設の主張を検討する。1960年代に建設された障害者の大規模な収容施設である「コロニー」は、「青い芝」にとって障害者を地域社会から隔離・排除する場として捉えられていた。

### (1) 「青い芝」による脱家族の主張

1970年に発生した障害児殺害事件ののち、町内会や障害児の親の会は加害者である母親の減刑嘆願運動を開始した。こうした一連の流れに強い危機感を抱いたのが「青い芝」だった。この事件は、障害者の家族関係が内包する歪みがあることを「青い芝」に突きつけた。

例えば、「青い芝」の横田弘は、重度障害者である妹をもつ姉が「私は妹より先に死ねない」と述べたのに対し、次のように反発している。

寄せられた発言の多くが親からの物であったが、彼等は全くCP者を一個の物とししかとらえることができず、人間として、いや生物として当然すぎるほど当然な「生きる」という欲求さえも認めようとはしないのだ。

その代表的な例として鎌倉のS子さんの発言を見てみよう。

〔中略〕もし私が先に死んだら面倒をみる者が

いなくなる。私は死ぬにも死ねない。妹が一分でも先に死んでくれるのを望む…。若いお母様（障害児を殺した母親のこと—引用者注）の気持ちがわかる」

私はこれを読んだ時、思わず身がふるえた。なんとというエゴだ。なんとという思い上がりだ。

鎌倉のS子さん、私はあえて云おう。

貴女が妹さんの死を自分のそれより先に望むのはいささかも妹さんの幸せの為ではない。ただただ自分の心の平安が欲しい。重い荷物を背中から下してホッとしたい。それだけ、本当にただそれだけなのだ。（中略）私が許せないのは、そういう自分をもゴマ化さなければならない貴女に代表される健全者の態度なのだ。貴女がそばに居ようと居なかりと妹さんが重度障害者として生きねばならないと云う事実は変える事はできまい。まして、自分より先に死ぬ事がどうして重度障害者の幸せになるのか。<sup>15)</sup>

重度障害をもつ妹を介護する鎌倉のS子は、面倒を見きるために妹には先に死んでほしいと述べる。これに対し、「障害者の幸せのため」という論理が容易に健全者の「エゴ」へと転化し、障害者の死を望むことにつながっていると横田は批判している。こうした親（族）批判は、障害者であるがゆえに、他者によって「幸せ」が決定されることを容認する「健全者」への告発でもあった。

「青い芝」の批判は、「障害者殺し」を正当化させている社会そのものへと向かう。「青い芝」の矛先は、資本主義や国家、権力というものにとどまらない。何よりも彼らが糾弾したのは、障害者を「本来あってはならない存在」へとおとしめている「健全者の論理」だった。

まず私たちが最も怒りを感じたのは、重症児殺しの母親を取りまく地域社会の在り方だった。母親を重症児殺しまで追い込んでいったのは、他ならぬ地域社会の「目」であったはずである。すなわち物を作り出す能力の無い者、あるいは、物を作り出す力を妨げる者としての身体障害者を「悪」とする健全者の論理だった。（中略）

社会の体制は、あるいは国家権力は、巧みにその健全者の論理を利用する。その論理を己れの目的のために逆用してゆく。

現体制を支えている日本的資本主義の下にあって

は、物を作り出すことができる者、物を作り出して資本家を喜ばせる力をもっている者だけが正しい存在であり、その力のない者は「悪」だとされる。<sup>16)</sup>

母を障害児殺しまで追い込んだものは「地域社会の「目」」であり、それは「障害者を「悪」とする健全者の論理」によって下支えさえていると看破している。社会のあり方が「健全者の論理」によって成立している以上、脳性マヒ者はそうした社会にあっては「本来あってはならない存在」とされる。家族内における障害者差別は、社会が「健全者の論理」によって構成されていることによって生じていると彼らは考えていた。

## (2) 「青い芝」による脱施設の主張

また、「青い芝」が脱施設を主張していたことも特色の一つに挙げられる。1960年代に福祉政策の一環として建設された障害者の大規模な収容施設である「コロニー」は、障害者を地域社会から隔離・排除する場であると一部の障害者に捉えられており、実際に施設で働く職員も矛盾を感じていた<sup>17)</sup>。「青い芝」は、人里離れたところにひっそりと作られるコロニーや障害者施設は「牢獄」にすぎないと非難している。

福祉工場、障害者収容施設、又はコロニー、これらのものが大規模化になることによって、「障害者」の主体性が奪われ、あるいは「障害者」を一個の人格をもった人間としてではなく「どうしようもない者」として隔離収容する檻か、さもなければ牢獄の様なものになって行く。

これらの福祉施設なるものを「障害者」自身の手によって解体していくことによって病気をいやす病院にし、又、教育を受けるための学校にして行き、決して家庭や社会からの隔離施設にして行かないよう、そのためには今ある福祉施設やその他の施設を解体していく必要があると思っている。<sup>18)</sup>

ここでは、コロニーや福祉施設が障害者を隔離する場として捉えられ、そうした施設を解体していく必要性が主張されている。障害者の排除が施設を通じて行われている以上、そうした排除を正当化する「工場」や「施設」、「病院」、「学校」は解体されるべきだと考えられていた。

「青い芝」の運動は、障害者を管理し排除する場としてのコロニーを批判し（脱施設）、「障害者の幸せのために」という親の桎梏から脱しようとした（脱家

族)。この二つの志向は、障害者が生活の当事者として地域に自立して生活する運動の出発点となった。

## 2. 親と行政による「代行」への反発—「青い芝」の養護学校義務化反対運動のはじまり

「青い芝」による義務化反対運動が本格的に開始されたのは1975年からと考えられる。「青い芝」が学校教育の問題に注力するようになったきっかけの一つとして、埼玉県で普通学級への就学闘争を繰り広げた、脳性マヒをもつ障害者である八木下浩一との出会いがあったことがうかがえる<sup>19)</sup>。

1975年以降、「青い芝」は養護学校義務化阻止のための運動を本格化させ、神奈川県教育行政などとの交渉などの活動を重ねていく。この時期の「青い芝」の主張の要点として、養護学校義務化が障害者以外の他者による「代行」によって進められているとし、根本的な批判を展開した点が挙げられる。養護学校は「コロニーと同じ」であり<sup>20)</sup>、障害児を普通学級から排除する養護学校義務化によって、障害者は今まで以上に地域で生きることが難しくなると感じられていた。本章では、義務化反対運動が本格的に開始する1975年から「青い芝」が学校選択権という考えを取り入れるようになる1977年半ばまでを取り上げ、運動のなかでの議論の展開を分析する。

### (1) 養護学校義務化を支える「代行」の論理への反発

1975年は神奈川県政にとって一つの転換点となった年となった。経済学者だった長洲一二が神奈川県知事への当選を果たし、いわゆる革新県政が誕生したのである。就任直後の長洲知事と交渉をもった「青い芝」は、福祉事業改革に取り組む姿勢を見せる長洲知事の姿勢を評価できると述べ、一定の評価を下している<sup>21)</sup>。

しかし、養護学校義務化をめぐることは、そうした評価が逆転していることが『あゆみ』から読み取れる。障害の程度に見合った手厚い教育という従来の主張と全く変わりのない返答を繰り返した神奈川県に対し、「革新県政といわれる神奈川県に誠意なき失望と心からの憤りをもって」いることが表明されている<sup>22)</sup>。

「青い芝」にとって、養護学校義務化の問題とは単なる障害児教育の一問題ではなく、義務化を推進する親や一般の人々の心性の問題として受け止められていた。例えば、長洲知事への要請書のなかで養護学校建設を進める親の論理を「青い芝」は次のように指弾する。

養護学校建設を推進している親の側からあげられる理由に（中略）「その子にあった教育を」などがありますが、その中でも特に養護学校を語る時切り札のごとく持ち出される「その子にあった教育を」という考え方は一見、障害児の成長を考えているかのごとき印象を与えますが、実際は障害児にとって最も必要な主体性を育む機会を摘み取ってしまうものであると考えます。<sup>23)</sup>

ここでは、障害児の成長のためとして作られた養護学校が、現実には障害児の主体性を奪ってしまっていると指摘されている。親は障害児のためにと考え養護学校建設を後押しするものの、当事者と利害関係の異なる親によって、善意のうちに障害児が抑圧される構図を「青い芝」が看取していたことがうかがえる。「その子にあった教育を」という言葉に代表される「健全者」の論理は、ときに当事者の成長を阻むものとして映じていた。

「青い芝」の中心人物である横田弘は後年義務化反対運動を振り返るなかで、「その子にあった教育」に代表される「健全者」の論理を「代行」と表現し、そうした「代行」を糾弾している。

ということは、彼(後年「青い芝」と養護学校義務化について交渉の窓口に立つ村上課長のこと—引用者注)とすれば、こうすることが障害児の幸せになるのだ、と心の底から信じ切っていることになる。私たちは、いつの時代でも、どここの場所にあっても、こうすることが障害者の幸せなんだ、と言う「代行」を繰り返されている。

そして、その「代行」によって殺され、疎外され、隔離され続けて来ているのだ。

私たちはこれからずっと村上課長と対決して行かなければならないだろう。

「代行」と対決していかなければならないだろう。<sup>24)</sup>

養護学校義務化を進めようとする県職員の思考様式そのものが、障害者の幸せを当事者ではなく他者が決めようとする「代行」に他ならないと横田が考え、「代行」を拒否しようとしていたことがうかがえる。横田は、幸せを含めた障害者の生き方が善意のうちに他者によって決定される論理を批判しており、障害をもつ当事者の主張が受け入れられることを求めている。

## (2) 学校教育の問題の一部としての「代行」の論理

前節で検討したように、「青い芝」にとって養護学校義務化を進めようとする論理を「代行」の論理として批判している。とはいえ、こうした「代行」とは養護学校義務化の問題など、障害児教育のみの問題ではないということも「青い芝」は見透かしていたように思われる。善意による障害児の抑圧とは結局のところ学校教育を形作る問題の一つに過ぎないと考えていた。『あゆみ』における横田の言葉を紹介しよう。

私たちの当面の闘いとしては、七九年度養護学校一〇〇%義務化反対ということにしばられていくであろう。しかし、私たちはそうしたことだけで「障害者(児)」の教育問題が解決するとは考えていない。

社会の人々が「障害者(児)」の存在をどのように受けとめていくか。我が子だけが優秀な教育を受けて「有能」な社会人になるのだという親たちのエゴと思い込み、現在の教育体系そのものを何の疑いもなく消化してゆくことだけを考えている教師たち、そして、障害をもつ子供だから大切に保護しなければならないのだとする「障害児」の親たちの考え方のそのもの、それらを問い直す作業を長い時間をかけて行っていかなければならないと考えている。<sup>25)</sup>

養護学校義務化とは、「有能」な人間になることを子どもに推奨していく親や教師、あるいは学校教育の問題の一部にすぎないということを横田は剔抉する。障害児の親や教育行政による「代行」の論理は、学校教育が抱え込んでいる差別性の現れとして認識されていたことがうかがえる。

養護学校義務化とは学校教育全体の問題の氷山の一角に過ぎないという認識されたことが一因したのか、「青い芝」の運動方針も「親の会」や健全者への積極的な働きかけを強調するようになる。1976年の「青い芝」の運動方針を見てみよう。

### 一、五十四年度養護学校義務化反対運動

廃案をかちとっていくために県及び市交渉の強化、障害児(者)の「親の会」及び健全者に対して養護学校義務化がめざしているものがなんであるかを明らかにしていくことによって意識の変革を図っていきたいと思います。<sup>26)</sup>

養護学校義務化を廃止に追い込むべく、親や健全者の意識を変えることが方針として掲げられている。養

護学校義務化の問題が広く学校教育に通底する問題と感じられていたからこそ、「代行」してしまう親たちの認識は変わらなければならないものとして「青い芝」に映じていた。この時点では、障害者の親は「代行」の論理を体現する存在としてとらえられており、変革の対象として考えられていた。

## 3. 親による「代行」の容認—義務化反対運動の変容

1975年以降「青い芝」は「代行」を拒否し、養護学校義務化に反対する行政交渉を続けていく。しかし、1977年以降「青い芝」は養護学校義務化に対し次第に「学校選択」という主張を強めていき、また学校選択の主体として「当事者・保護者」という言葉が登場するようになる。本章は、「青い芝」のこうした主張の変化を整理し、どのような困難に「青い芝」が直面していたのかを読み解いていく。

### (1) 「学校選択」という思想の浸透—親の会との共闘

前述したように、「青い芝」は養護学校義務化を「代行」の論理として捉え、「有能」な人間を目指す学校教育のあり方そのものを変革しようと試みていた。しかし、義務化反対運動を展開するなかで、1977年以降「青い芝」の主張の重点は徐々に「学校選択」へと移っていく。

「青い芝」が本格的に「学校選択」という思想にふれるきっかけとなったのは、1977年6月に結成された「神奈川県54年度義務化阻止共闘会議」(以下、共闘会議)だった。共闘会議には、「青い芝」以外にも、障害児を地域の学校に通わせようとする障害児の親の団体<sup>27)</sup>や教師による団体が参加していた。共闘会議の発足は、当時養護学校義務化に反対していた全国障害者解放運動連絡会議(以下、全障連)の動向と重なるものだったと考えてよいだろう<sup>28)</sup>。

興味深いのは、共闘会議において「学校選択権」について議論がなされており、こうした議論に「青い芝」が影響を受けていた可能性があるということである。共闘会議において議論の焦点の一つとなっていたのは、「教育に対する選択権」であり、「選択権」とは県教育委員会への「抵抗権」であると「青い芝」は解釈していた<sup>29)</sup>。

学校選択権を主張する親の会と「青い芝」との関係は、共闘会議結成を伝える記事以降でも何度か機関紙『あゆみ』において言及されている。

また、親が欲求した教育保障も養護学校に限るとなれば選択権は失くなります。私達「青い芝」は障害者の生存権を奪うものと闘いつづけていますが、親の選択権（養護でも普通校でも）は抵抗権ととらえて共闘は可能と考えます。この制度は一生を左右する最悪の状況をつくるものであればこそ、団結の輪を強化したく思うのです。<sup>30)</sup>

「青い芝」は親の選択権を「共闘は可能」という認識で捉えている。養護学校義務化によって障害児が強制的に養護学校へと振り分けられる事態を防ごうとする意図がうかがえよう。しかしながら、「共闘は可能」という歯切れの悪い表現になっているのは、学校選択の主体を親とすることに「青い芝」のなかで強い抵抗感があつたからだと考えることができる。

共闘会議の結成以降、「青い芝」は神奈川県との交渉で学校選択の自由を主張するようになる。1977年後半の県教育委員会との交渉では、就学先決定権について次のような議論がなされている。

村上（中略）第二にですが、就学指導委員会は、このお子さんはどういう教育が最も適しているかという事ですので、ご理解いただきたい。

小山（中略）養護学校があってもいいと思うが、義務化と言うのは抵抗がある。自由に選ぶ、選ばれるという事があってしかるべきだと思う。<sup>31)</sup>

県教育委員会の課長が、障害児の就学先は就学指導委員会が決めるべきという考えを述べたのに対し、「青い芝」の小山は学校選択の自由を主張することによって応じている。交渉では学校選択の主体が誰なのかについては議論されなかったものの、まだこの時点では学校選択の主体が親になり得るという主張を確認することもできない。

## (2) 学校選択の主体としての「保護者」の登場

さらに興味深いことに、「代行」に対して敏感だったはずの「青い芝」は、1978年以降になると「当事者・保護者の学校選択」を要求するようになる。例を挙げれば、1978年2月の神奈川県知事長洲一二との交渉において、障害児および親が希望した場合普通学級への就学を認めることが要請されている。交渉内では、「青い芝」の横田は養護学校義務化に伴う障害児の振り分けに以下のように反対している。

横田（中略）この就学指導委員会が、その子の就学を決めていくわけです。そこには、親の希望とか、当人の希望がいくらあっても、あなたは障害が重いから養護学校へ行きなさい、という形にどうしてもなってしまうわけですわ。あの私達が言ったのは、例え障害が軽くても、養護学校へ行きたい人もあるだろうし、また、障害が重い者であっても、友だちと一緒に校区の学校へ行きたいと希望することが多いと思うんです。

私達は、養護学校潰しちゃえ！といってるわけじゃないんです。<sup>32)</sup>

横田は養護学校義務化によって、障害をもつと認定された子どもが強制的に養護学校へと振り分けられてしまう事態を危惧している。ここでは「当人の希望」や「親の希望」に寄り添うことが、強制的な養護学校への振り分けに抵抗する手段だと考えられており、親の希望は、障害児本人の希望と同様に扱われていることがうかがえる。

同様に「当事者・保護者の学校選択権」が要求された1979年1月の県教育委員会との交渉においては、誰が学校選択の主体となるべきかについて次のように議論がなされていた。

村上「本人の希望を聞くだけが教育ではない。皆さんのような判断力があればいいですが、子供だとそれができないので…」

福田「同じだ」

小山「誰もそんなのは判断できない」

村上「(略) 本人に判断力がないので親や回りの人で大事に考える訳ですよ」(中略)

西村「小さな子供に教育対応を考えるのは先行大事なので、親は子供を一番よく知っているので、親やケースワーカー・医師・職員など皆で決める。一本調子で考えてない」

小山「それでも本人が養護がいやだと言えようするんだ。無視するんだろう」(中略)

村上「当事者の判断力だけで学校が決められて行くというそれだけでは教育上間違いがおこる可能性がある。」<sup>33)</sup>

子ども本人には判断力がなく、そうした子どもの希望によってではなく、親やケースワーカーといった判断力のある人間が就学を決定すべきだと教育委員会が考えているのに対し、「青い芝」はあくまで障害児

本人の意志が優先されるべきであると反発している。「青い芝」にとって、障害児当事者の意志表示が譲れない一線だったことを示していよう。

一方で、「青い芝」はこの交渉において、障害児の親も学校選択の主体であると考えていたことも読み取ることができる。教育委員会が作成した文書が「保護者や当事者の希望」と記されていることに反発した「青い芝」は、次のように訂正を求めている。

横田「ここまで来てケチをつけて申し訳ありませんけど、私達の要求は当事者及び親なんで、親が先ではない訳です。親や当事者の希望ではなくて、当事者や親の希望、と言うことではないですか」<sup>34)</sup>

横田はここで、学校選択の本来の主体は障害児本人が第一義であるはずだと述べ、「当事者及び親」という順序にこだわりを見せている。とはいえ、交渉において障害児のみが学校選択の主体であると「青い芝」は主張することはなかった。障害児を学校選択の第一の主体としつつも、障害児の親もまた学校選択の一主体であると考えられていた。

なぜ親による「代行」は容認されていったのだろうか。「当事者」「保護者」の学校選択権が要求されたとき、意志決定における子どもと親の関係について交渉において次のような唆に富む指摘がなされていた。

横田「義務教育と言うのは小学校、中学校迄あるんですよ。そりゃあ五つか六つの子供にお前養護学校行くか、普通学校へ行くか、これはわからないと言えません。少なくとも小学校三年、四年、あるいは中学校一年の頃になってごらん下さい。親の希望よりも当事者の希望の方が尊重されなければならないでしょ。だから「青い芝」は要求書の中で初めに「親の選択権」とは書いていないでしょう。「当事者及び」と」<sup>35)</sup>

障害児本人による自己決定は「青い芝」にとって譲ることができない前提だったはずだ。しかし現実には「五つか六つの子供」は「養護学校行くか、普通学校へ行くか」を自分の意志で選ぶことはできず、親が学校を選択せざるをえないと考えていたことがわかる。仮説的な考察にはなるが、障害当事者である子どもの意志は、実際には親の意向と切り離すことができないという事実「青い芝」は突き当たっていたと考えることはできないだろうか。教育行政による「代行」を

強く拒否したかわりに、「青い芝」は親による「代行」を容認していくことになった。

## おわりに

これまでの分析を通じて明らかになってきたことを要約的に記そう。

第1章では、主に1975年以前の「青い芝」の運動や主張を分析し、運動の出発点として脱家族と脱施設の二つの志向があったことを確認した。まず、障害者を管理し地域社会から隔離させる場として障害者施設を捉え、そうしたコロニーは解体されるべきだと考えられていた。また、障害者の家族が介護を担わなければならない状況のなかで、家族内で生じる抑圧性を告発し、障害者差別の重層性に立ち向かおうとしたことも「青い芝」の特徴的な点であった。こうした志向は、のちの義務化反対運動にも通底するものだった。

第2章と第3章では「青い芝」による義務化反対運動に焦点を当て、「青い芝」の主張の変化を明らかにした。第2章では、1975年から1977年半ばにかけての義務化反対運動に着目し、その主張を整理した。養護学校義務化が「その子にあった教育を」といった「代行」のロジックによって進められているとし、そうした問題は結局のところ学校教育が抱え込んでいる問題の一つにすぎないと考えられていたことが判明した。第3章では、1977年半ばから1979年にかけての「青い芝」を取り上げ、主張の変化について検討を行った。1977年に共闘会議に参加したことを一因として普通学校か養護学校かを選べる「学校選択」という思想が「青い芝」に浸透していき、1978年以降になると、「当事者・保護者」の学校選択権が要求されるようになった。障害児本人の希望が尊重されるべきであるとされつつも、保護者の「代行」は容認されていった。保護者の「代行」が容認されていく背景には、障害児が自らの意志を持ちえない場合があることや、障害児の意志を親のそれとは現実には切り離しえないという事実と直面していたと推察することができる。

以上のような検討を通じて改めて浮き彫りになったのは、障害児を含めた子どもの意志を尊重することの難しさであり、そもそも子どもが意志決定の当事者になり得るのかという困難だった。当初否定的だった親による「代行」を容認していく変化からは、当事者による自己決定を最優先にしながらも、現実には子どもの自己決定と親による「代行」のジレンマに「青い芝」が突き当たっていたことが想像できよう。

「青い芝」が直面した困難を引き受けたとき、教育における「当事者主権」とはいかに可能になるのかという(原理的だが)新たな問いが生れてくるだろう。そもそも教育という日々の営みが原理的に「代行」によって成立していると考えれば、子どもの意志は学校・教室や親子関係のなかでどのように尊重されるべきなのだろうか。同時に、いかなる場合には当事者の意向を越えて他者による「代行」が認められるべきなのかという問いも生じてくるだろう。例として、知的障害児の意志の確認を考えたとき、当事者の意志の尊重はより複雑さを孕む問題になるだろう。子どもの意志の読み取りの是非だけではなく、その読み取った大人の解釈には妥当性があるのかを果たして決めることができるのだろうか。

日本においても2014年より障害者権利条約が批准され、これを受けて2016年4月から障害者差別解消法が施行されることになった。こうした動きと重なるように、学校教育場面でも2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という報告書を提出している。学校を「障害児」を含めたすべての子どもがともに学べるインクルーシブな空間にすることは、いまや喫緊の課題となっている。

とはいえ、こうして進められようとしている「インクルーシブ教育」とは、普通学級と特別支援学級との交流および共同学習の機会の拡大にすぎず、特別支援教育の展開が孕んでいる「障害」を抱えた子どもの排除という側面が見過ごされる危険性がすでに指摘されている<sup>36)</sup>。また、上述の報告書においては、保護者の意志と障害児の教育的ニーズが異なる可能性が記されているものの、障害児本人の意志を反映することは想定すらされておらず、本稿で仮説的に考察した子どもの当事者性と大人の「代行」のジレンマについては考慮されているとはいえない。子どもの意志表示は常に言葉によってなされるとは限らない。インクルーシブな教育空間を構築するうえで、障害児を含めた子どもの意志を適切に読み取ることの困難さと向き合うことがいま一度求められている。

## 注

- 1) 篠原睦治『「障害児の教育権」思想批判』、現代書館、1986年
- 2) 北村小夜「一緒にいいならなぜ分けた一分けられた子ども達との20年」北村小夜が語り、北村小夜と語る集い実行委員会編『おもちゃ箱ひっくり返した』、現代書館、1988年、19頁

- 3) 中西正司、上野千鶴子『当事者主権』、岩波書店、2003年
- 4) 津田道夫を偲ぶ『津田道夫追悼文集』、自費出版、2015年、6頁
- 4) 小山正義『吹溜』、文芸社、2016年、90頁
- 5) 荒川章二・鈴木雅子「1970年代告発型障害者運動の展開—日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」をめぐる—」『静岡大学教育学部研究報告』第47号、1997年3月
- 6) 横田弘『あし舟の声 胎児チェックに反対する「青い芝」神奈川県連合会の闘い』、『青い芝』神奈川県連合会叢書No.2、1976年
- 7) 以下、『あゆみ』と記す際には断りがない限りすべて『会報 あゆみ 創立30周年記念号』、『青い芝の会』県連合会、1989年。またこれ以降に注釈に記載される『あゆみ』の引用ページ数はすべて『会報 あゆみ 創立30周年記念号』のものである。
- 8) 例えば、安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也編『生の技法 第3版』、生活書院、2012年。
- 9) 例えば、荒井裕樹『障害と文学—「しのめ」から「青い芝の会」へ』、現代書館、2011年。
- 10) 例えば、山下幸子『「健常」であることを見つめる—一九七〇年代障害当事者／健全者運動から』、生活書院、2008年。
- 11) 例えば、土屋葉『障害者家族を生きる』、頸草書房、2002年。
- 12) 横田弘『増補改訂版 障害者殺しの思想』、現代書館、2015年、33頁
- 13) 吉見俊哉『ポスト戦後社会』、岩波書店、2009年、84-92頁
- 14) 教育委員会制度発足30周年記念誌編集委員会編『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ』、神奈川県教育委員会、1979年、206頁
- 15) 横田弘「奥にひそむもの」『あゆみ』増刊号、1972年6月10日、145頁
- 16) 「青い芝」神奈川県連合会「基調報告」『あゆみ』第19号、1973年8月1日、238頁
- 17) 渡辺鋭気『依存からの脱出—「障害者」自立と福祉労働運動—』、現代書館、1977年、30頁
- 18) 小山正義「十周年にあたって これからの活動の方向」『あゆみ』増刊号、1972年6月10日、141頁
- 19) 「昭和四九年度事業経過報告」『あゆみ』第25号、1975年6月8日、409頁
- 20) 「要請書」『あゆみ』第27号、1975年11月23日、465頁
- 21) 「神奈川県への回答に対する「青い芝」の見解」『あゆみ』第28号、1976年2月15日、526頁
- 22) 同上、529頁
- 23) 「要請書」『あゆみ』第27号、1975年11月23日、464頁
- 24) 横田前掲書、190頁
- 25) 横田弘「養護学校義務化に反対する」『あゆみ』第28号、1976年2月15日、534頁
- 26) 「運動方針」『あゆみ』第33号、1976年8月15日、633頁
- 27) 北村輝夫「川崎ひまわり父母の会の20年を振り返って」川崎ひまわり父母の会『障害児を持つ市民のための子育てガイドブック—川崎ひまわり父母の会20周年記念誌—』、川崎ひまわり父母の会、1994年
- 28) 神奈川県共闘会議事務局「義務化阻止神奈川県共闘会議結成さる!!」全国障害者解放運動連絡会議『全障連』第3号、1977年8月7日、16頁
- 29) 「五四年度養護学校義務化阻止共闘会議結成さる」『あゆみ』第

- 38号, 1977年8月15日, 744頁
- 30) 「ある集会の草稿から」『あゆみ』第40号, 1977年11月15日, 798頁
- 31) 「対県教育委員会交渉」『あゆみ』第40号, 1977年11月15日, 781頁
- 32) 「2・9 神奈川県知事交渉記録」『あゆみ』第42号, 1978年4月15日, 869頁
- 33) 「一九七九・一・一六―一八行動報告」『あゆみ』第48号, 1979年4月15日, 972頁。なお, ここで「村上」「西村」とは教育委員会の人物を指す。
- 34) 「一九七九・一・一六―一八行動報告」『あゆみ』第48号, 1979年4月15日, 975頁
- 35) 同上, 1028頁
- 36) 小国喜弘・木村泰子・江口怜・高橋沙希・二見総一郎「インクルーシブ教育における実践的思想とその技法―大阪市立大空小学校の教育実践を手がかりとして」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第55巻, 2016年

(指導教員 小国喜弘教授)